



# 令和8年度 高知県助産師確保対策奨学金募集要項

助産師養成施設に在学していて、卒業後は高知県内の分娩を取り扱う医療機関で助産師として業務に従事していただける方に、奨学金の貸付けを行っています。

## ●応募資格

下表における資格をすべて満たしている必要があります。

(1)	助産師養成施設に在学していること。 ※保健師助産師看護師法第20条第1号の文部科学大臣の指定した学校において助産師課程を履修し、又は同条第2号の都道府県知事の指定した助産師養成施設に在学している方が対象となります。
(2)	卒業後は、高知県内の分娩を取り扱っている病院又は診療所（県内指定医療機関）で助産師として勤務する意思を有していること。
(3)	勉学の意欲が旺盛で心身ともに健全であること。

※医療機関が修学等に係る費用の負担を受けている場合は、原則として、奨学金の貸付け対象外となります。

## ●貸付け金額

県内の養成施設に在学する者 月額 100,000円

県外の養成施設に在学する者 月額 150,000円

## ●貸付け期間

助産師養成施設の所定の修学期間又は助産師課程において助産に関する科目を履修する学年の期間（半年を単位とする。）

## ●提出書類

- 助産師確保対策奨学金貸付け申請書（第1号様式）  
※申請者が未成年である場合は、親権者又は未成年後見人が連署してください。  
※申請書には印鑑登録証明書の印鑑を押印してください。
- 身上調書（第2号様式）
- 高知県内の医療機関で勤務することの誓約書（第3号様式）
- 養成施設の在学証明書
- 保健師助産師看護師法第20条第1号の文部科学大臣の指定した学校において助産師課程を履修している申請者は、助産師課程を履修していることを証明する書類
- 養成施設の長（養成施設が大学の場合は、大学又は学部若しくは学科の長）の推薦書
- 戸籍抄本（6ヶ月以内に市区町村役場で発行されたもの）
- 申請者を含む世帯全員分（無職の方を含む。無収入の学生（本人以外）及び幼児等は除く。）  
及び連帯保証人の所得証明書または課税証明書（3ヶ月以内に市区町村役場で発行されたもの）  
なお、場合により、追加で源泉徴収票等の添付を求める場合があります。
- 申請者、親権者又は未成年後見人及び連帯保証人の印鑑登録証明書  
（3ヶ月以内に市区町村役場で発行されたもの）
- 高知県助産師確保対策奨学金の貸付けを希望する理由  
（任意様式：A4横書き、1枚、余白に氏名を記入）

※連帯保証人は2名必要です。

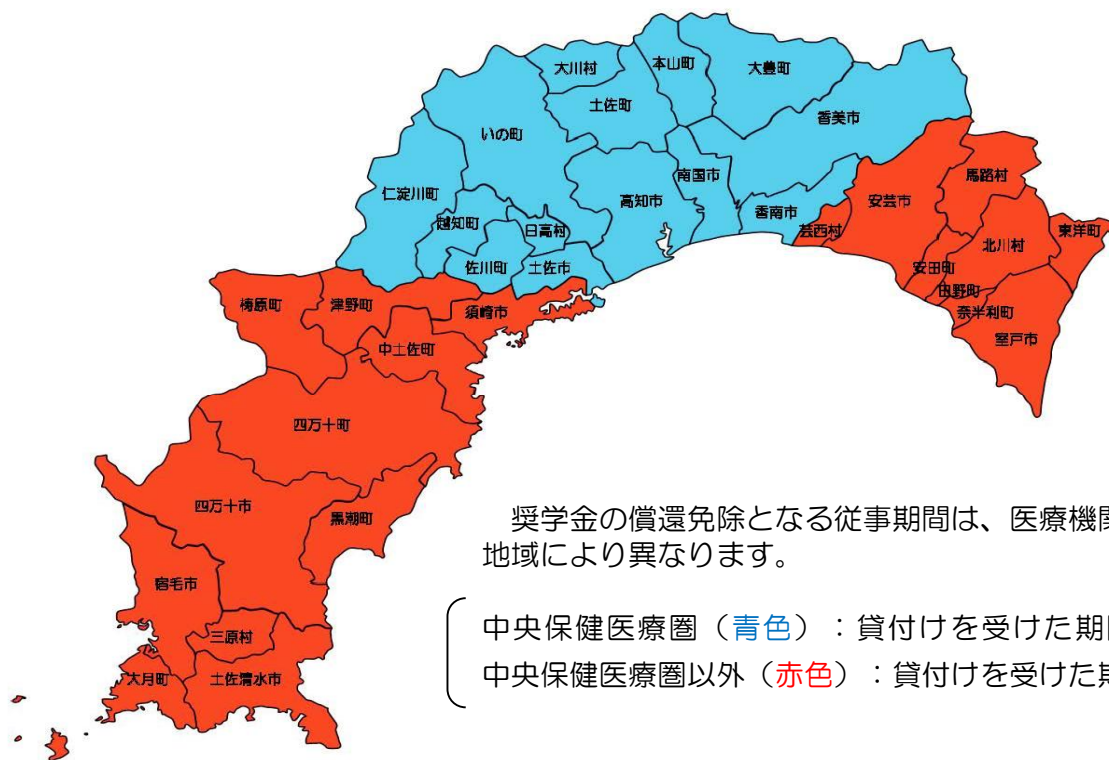
## ●連帯保証人について

- ①連帯保証人は、2名とも、一定の収入があり、独立した生計を営む成人であること。
  - ・両親を共に連帯保証人にすることはできません。
  - ・万が一、償還となった場合に支払いが困難な者は連帯保証人にすることはできません。  
(例えば、生活保護受給者や無収入の方など)
- ②借受者が養成施設卒業時に75歳以下であること。

※償還となった際に本人が支払い困難な場合、本人と同等の支払い責任を有する連帯保証人へ請求しますので、連帯保証人となる2名の方には、その点についても必ず説明をお願いします。

## \*奨学金の償還免除について

養成施設を卒業した日から1年以内に助産師の免許を取得した後、直ちに県内指定医療機関で助産師の業務に継続して従事した期間が、奨学金の貸付けを受けた期間の4倍（中央保健医療圏以外の地域は貸付けを受けた期間の3倍）に相当する期間に達したときは、奨学金の償還は全額免除されます。



## ●募集期間

令和8年4月20日（月）～令和8年5月7日（木）※最終日消印有効、持参可

## ●申請方法

募集期間中に必要な書類を、高知県健康政策部医療政策課に提出してください（郵送の場合は当日消印有効）。

※貸付け申請書、身上調書、誓約書の様式については医療政策課のホームページからダウンロードするか、医療政策課まで請求してください。

【お問い合わせ先・申請書類の提出先】  
〒780-8570 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号  
高知県健康政策部医療政策課  
電話：088-823-9649 FAX：088-823-9137  
メール：[131301@ken.pref.kochi.lg.jp](mailto:131301@ken.pref.kochi.lg.jp)  
ホームページ：<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/131301/>